

あなた と 都税

1 月号

2021
(令和3年)
第613号

都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください!



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃんお問合せにAIが
お答えします
東京都主税局HPから
バナーをクリック!

今月の特集は
償却資産にかかる
固定資産税ってなんだろう?

**1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)****2月1日(月)までにご申告ください**

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いいたします。

お問合せ先：資産が所在する区にある都税事務所

東京都税制調査会

東京都税制調査会(会長：池上岳彦・立教大学経済学部教授)は、今後に備えた感染症対策における税制措置のあり方などについて答申を取りまとめました。写真は、11月17日、東京都税制調査会答申を池上会長が小池知事に手交している様子。

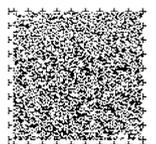
明けましておめでとうございます

東京都主税局長 砥出 欣典



東京都では、都民の皆様の命と健康を守り、また、誰もがいきいきと生活できるよう、感染症対策などの医療・福祉対策や防災対策等、様々な取組を推進しております。こうした取組は、皆さまに納めていただいている都税により支えられています。

本年も、適正かつ公平な税務行政の推進や税務手続のデジタル化など、納税者の皆様へのサービスの向上に努めるとともに、税の仕組みや使い道など、よりわかりやすくお伝えしてまいります。新年が皆様にとりまして良い年でありますよう、心からお祈り申し上げます。



令和3年 元旦

教えて!

タク
ちゃん

特集

償却資産にかかる固定資産税って なんだろう？



(固定資産税(償却資産))

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)。
償却資産についてよくある質問にタクちゃんが答えます!

Q1

償却資産ってなに？

ノンちゃん 事業をしているお友達が、償却資産の申告をしないといけなくて言っていたわ。償却資産っていったいどういうものなのかしら？

タクちゃん 償却資産は、土地・家屋以外の「事業用資産」で「減価償却」されるべき有形資産のことを指すんだ。だから、仕事に使っていなければ申告する必要はないんだよ*。例として、会社や個人事業者が持っている機械やパソコン、看板、テーブルなんかが挙げられるね。

* 地方税法では「事業の用に供することができる資産」と規定しているため、実際に仕事で使用していなくても申告の対象となる場合があります。

償却資産の例



ルームエアコン



パソコン



コピー機

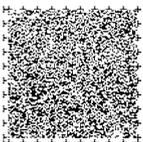
Q2

償却資産に税金はかかるの？

ノンちゃん 申告をするということは、「償却資産税」を払わなければいけないのかしら？ どんな税金なの？

タクちゃん 「固定資産税」のうちの「償却資産」のことだね！ 「償却資産税」と間違えられたりもするけれど、固定資産税の一種なんだ。1月1日時点で23区内に償却資産を所有している人は、1月31日(今年は2月1日(月))までに資産が所在する区にある都税事務所に申告する必要があるんだよ。

※固定資産税は市町村税ですが、23区においては特例で都税として東京都が課税しています。



ノンちゃん 「固定資産税」って土地と家屋だけに課税されるんだと思っていたわ！ 土地や家屋と違って申告する必要があるのね！

Q3

どうやって申告すればいいの？

ノンちゃん 償却資産の所有者は、期限までに申告しないといけないのね。どうやって申告すればいいのかしら？

タクちゃん 申告書は都税事務所の窓口で配布しているほか、東京都主税局のホームページからもダウンロードできるよ。資産が所在する区にある都税事務所に提出してね。

東京都主税局 償却資産

検索

よくある質問 Q&A



Q 申告したのに、納税通知書が来ないのですが…。

A 課税標準額*が150万円(免税点)未満の場合には課税されないため、納税通知書は届きません。

* 取得年月、取得価額、耐用年数から算出した各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合算し、千円未満を切り捨てた額

Q 都税事務所から調査のお知らせが！申告が間違っていたの…？

A 東京都主税局及び都税事務所では、償却資産の所有状況及び申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問合せや情報提供の依頼、実地調査を行っています。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の際はご協力をお願いいたします。

Q どうしよう！資産の申告が漏れていた！

A 申告漏れがあった場合は、資産の所在する区にある都税事務所にご連絡ください。

Q 減価償却の済んだ古い資産って申告する必要ある？

A 耐用年数を経過した古い資産で、減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象です。



償却資産の課税までの流れ (23区の場合)

1月1日現在所有している償却資産を、その年の1月31日(今年は2月1日(月))までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

＜例：東京都 償却資産申告書様式＞

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)】



【種類別明細書(増加資産・全資産用)】



申告を基に償却資産の価格等が決定され、決定された内容は課税台帳に登録されます。価格等の算出の結果、区ごとの課税標準額が150万円以上の場合には課税の対象となるため、6月上旬に納税通知書が交付されます。

☆**税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)**

納期は通常4回に分かれ、年間を通して納めていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 固定資産税等の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等に対し、令和3年度分の**事業用家屋**及び**償却資産**に係る固定資産税・都市計画税を軽減します。

●申告期限

令和3年2月1日(月) 消印有効

●対象者

令和2年2月～10月の任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて一定程度減少した中小事業者等

事業収入の前年比	軽減率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

▶詳細はHPをご覧ください。



●提出書類

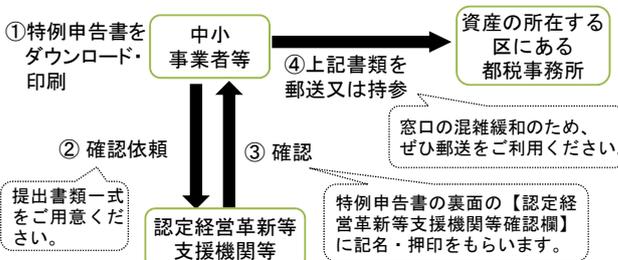
- 特例申告書
- 特例対象資産一覧
- 収入が減少したことを証する書類(写)
- 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類* (写)

*個人事業主で事業用家屋を所有している場合

詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

●提出先・手続方法

軽減措置の要件に該当する方(上記対象者に当てはまる方)は、以下の手順で資産の所在する区にある都税事務所へご申告ください。



問 東京23区固定資産税 コロナコールセンター **03-3525-4106**
受付時間：平日9時～17時 開設期間：本年2月1日まで

申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	資産の名称
共通	コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN設備等
料理飲食店業	テーブル・椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器等
不動産貸付業・駐車場業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場等の舗装等

※この表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。



eLTAXをぜひご利用ください!

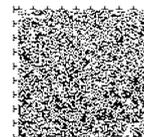


23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。1月は休日でもお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!

●eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://eltax.custhelp.com/>

●申告内容についてのお問合せ先
所管都税事務所の償却資産班



令和2年度東京都税制調査会の テーマとポイント

令和2年11月17日、**令和2年度東京都税制調査会答申**が知事に手交されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、テーマを絞って検討を行いました。詳しくは2月号で特集します！！



テーマ「感染症対策における税制」

ポイント

- ◆「給付付き税額控除」の導入
人々の生活を支えるセーフティネットとして、社会保障給付と税額控除が一体化した、「給付付き税額控除」の導入の検討を始めるべき
- ◆テレワークの定着に向けた支援
企業や従業員のテレワーク環境を整備するための費用等に対して、更なる税制優遇措置を検討するべき



ほかにも、感染症対策のための将来の税制構築に向けた検討なども提言しています。
詳しくは主税局ホームページをご覧ください！ →



軽減制度

申告期限は2月1日(月)
土地・家屋に関する税金の軽減

要件や申告書の様式は主税局HPをご確認ください。

●住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減(23区内)

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)で、一定の要件を満たす場合に適用され、税額が軽減されます。

■土地が所在する区にある
都税事務所の土地班(申告先)

●認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

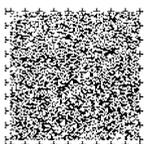
令和4年3月31日までに、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合に適用されます。

■23区内:住宅が所在する区にある都税事務所(申告先)

23区外:住宅が所在する市町村(申告先)

●認定長期優良住宅に対する不動産取得税の特例

令和4年3月31日までに一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に適用されます。



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
『「未来の東京」戦略ビジョン』を令和元年12月に策定しました。都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/>からご覧いただけます。

用されます。
■住宅が所在する区市町村を管轄する都税事務所・支庁

お知らせ

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが便利です。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。

作成した申告書はe-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

■最寄りの税務署

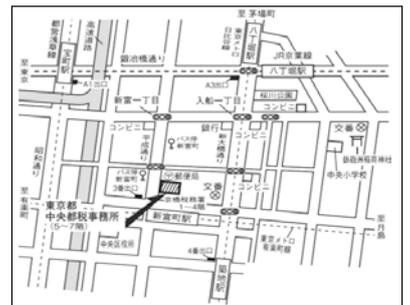
中央都税事務所の移転

令和3年1月4日(月)から中央都税事務所が新庁舎に移転します。

移転後(新庁舎)
〒104-8558 中央区新富2-6-1
☎03-3553-2151

※移転後の庁舎は、京橋税務署と同じ建物です(京橋税務署1~4階、

中央都税事務所5~7階)。ご来所の際は、お間違のないよう、ご注意ください。



公売情報

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)を実施します!

公売参加申込期間:
1月6日(水)13時~1月19日(火)23時
せり売り期間(動産、自動車):
1月25日(月)13時~1月27日(水)23時
入札期間(不動産等):
1月25日(月)13時~2月1日(月)13時
動産、自動車の下見会については、主税局HPをご覧ください。

公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報及び詳細は主税局HPをご覧ください。

■徴収部機動整理課公売班
☎03-5388-3027

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(31)107 令和3年1月1日発行



※紙バブル配合率70%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。